

2016.04

【発行責任者】
勝山 竜矢【記事担当者】
菊地 芳枝〒160-0022
新宿区新宿1-36-12
サンカテリーナビル6F
社会保険労務士事務所
リーガルネットワークス
03-6328-2239

4月1日からの雇用保険料率

桜も満開の時期になりました。このニュースレターが皆さまに届く頃には、もう散っているかもしれません。さて、4月からの雇用保険料率を引き下げるための法案が審議されました。3月末日より正式決定されました。

これにより、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は左表のとおり引き下がります。

「一般の事業」の事業主負担を少し具体的にしてみました。例えば、月給20万円の従業員ひとりの月の保険料主負担は、これまで1700円(20万円×8.5/1000)だったのが、1400円(20万円×7/1000)になるといった具合です。

雇用保険加入者全員の年度累計で考えると、割と大きなダウンになるのではないのでしょうか。

【平成28年度の雇用保険料率】

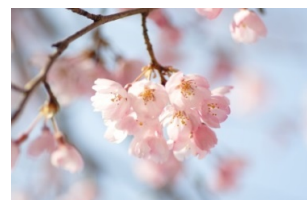
事業の種類	①+② 雇用保険料率			
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280331保01



4月のスケジュール

- 4/1～4/30 3月分社会保険料の納付
4/1～4/10 3月分源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付
新入社員入社手続き・歓迎会

労働者
労基法に規定する管理監督者の地位にない
者
36協定等を実施する者を選出すること
を明らかにして手続により選出された者であ
ることをこれらの要件を満たす者である必要があり
ます。
ほとんどの場合、事業場内に労働組合が存
在しないので、何らかの方法で過半数代表者
を選出することになります。

労働者の過半数で組織する労働組合がある
ときは、労働者の過半数で組織する労働組合がない
ときは、労働者の過半数を代表する者
さらに・・・

36協定(時間外・休日労働に関する協
定)は使用者と過半数代表者が残業時間
数などに関する締結するもので、その過
半数代表者の選出方法が適正でなく、その
断絶から36協定の効果が無効とされ、
なっているという見方もあります。
過半数代表者とは・・・

36協定の労働者代表の選出方法